

熊本県公報

第 1 0 8 8 8 号
平成 14 年 9 月 18 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
合体に伴う関係区域の人口	(市町村総室) 1
指定介護療養型医療施設の指定	(高齢保健福祉課) 1
指定居宅介護支援事業所の指定	(") 2
指定居宅サービス事業所の指定	(") 2
"	(") 2
指定居宅介護支援事業所の指定	(") 2
生活保護法による介護機関の指定	(医務福祉課) 2
漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧	(漁政課) 3
"	(") 3
"	(") 3
"	(") 4
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 4
熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(県民生活総室) 4
大津町瀬田裏産業廃棄物不法投棄箇所改善事業業務委託の指名競争入札 に参加する者に必要な資格等	(廃棄物対策課) 5
公 告	
換地計画の決定	(農地建設課) 5
城南都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の定款及び事業計画変更 の認可	(都市計画課) 6
大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工政策課) 6
電子メールシステム用パソコン及び関連機器の借入りに係る落札者の決 定	(情報企画課) 6
開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
土地改良事業施行の適否決定	(農村計画課) 7
登 載 依 頼	
財政的援助団体の監査結果に基づく改善措置	(監査委員) 7
正 誤	
平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会規則第 7 号(熊本県道路交通規則 の一部を改正する規則)中	(公安委員会) 8

告 示

熊本県告示第 702 号

平成 15 年 4 月 1 日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村及び同郡深田
村を廃し、その区域をもって球磨郡あさぎり町を置くので、関係区域の人口は、次のとお
りである。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

関係区域	人 口
あ さ ぎ り 町	17,751 人

熊本県告示第 703 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 48 条第 1 項第 3 号の規定により、指定介護療養
型医療施設を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
牛深市民病院 牛深市牛深町 3050 番地	牛深市	平成 14 年 9 月 1 日

熊本県告示第 704 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サンコーライフサポートケア サポート事業部 宇土市水町 50 番 4 号	株式会社サンコーライフサポート	平成 14 年 9 月 1 日

熊本県告示第 705 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ホームヘルパー・ステーション 「緑風」 上益城郡甲佐町白旗 271	医療法人 荒瀬会	平成 14 年 9 月 2 日

熊本県告示第 706 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所リハビリテーションセンター 「たての苑」 阿蘇郡長陽村立野 185-1	医療法人社団 順幸会	平成 14 年 9 月 5 日

熊本県告示第 707 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
NPO 正心会居宅介護支援センター 宇土郡不知火町長崎 1091-1	特定非営利活動法人正心会	平成 14 年 9 月 5 日

熊本県告示第 708 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ファミリー介護サービス 荒尾市川登 1772-8	有限会社石原工業 玉名郡長洲町宮野字古城 1298-14	平成 14 年 7 月 1 日

生活支援センターささえあい
玉名市中尾 454-2

特定非営利活動法人地域たすけ
あいの会
玉名市中尾 454-2

平成 14 年 7 月 6 日

〔痴呆対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
白寿園グループホーム 荒尾市一部字西山浦 2157-16	社会福祉法人杏風会 荒尾市一部字鴻巣 2122	平成 14 年 7 月 29 日

熊本県告示第 709 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
嵐口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草郡御所浦町嵐口 2852 番地の 2 脇島 義純
天草郡御所浦町嵐口 1973 番地の 1 長塚 安生
天草郡御所浦町嵐口 2767 番地 竹内 繁喜
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
嵐口漁業協同組合及び御所浦町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 14 年 9 月 18 日から平成 14 年 10 月 2 日まで
- 5 縦覧場所
嵐口漁業協同組合及び御所浦町漁業協同組合

熊本県告示第 710 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
新和町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草郡新和町大多尾 2637 番地 浜 悦男
天草郡新和町小宮地 9542 番地 2 松田 博文
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
新和町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 14 年 9 月 18 日から平成 14 年 10 月 2 日まで
- 5 縦覧場所
新和町漁業協同組合

熊本県告示第 711 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
牟田加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草郡姫戸町大字姫浦 5432 番地の 20 平田 傳
天草郡姫戸町大字姫浦 4692 番地 藤本 親男
天草郡姫戸町大字姫浦 5356 番地の 2 瀬内 顯信
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合

- 姫戸漁業協同組合
 4 縦覧期間
 平成 14 年 9 月 18 日から平成 14 年 10 月 2 日まで
 5 縦覧場所
 姫戸漁業協同組合

熊本県告示第 712 号
 漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
 本 渡 市 加 入 区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
 本 渡 市 本 渡 町 1196 番 地 3 有 川 義 徳
 本 渡 市 下 浦 町 48 番 地 1 井 上 時 雄
 本 渡 市 楠 浦 町 301 番 地 浜 吉 松
 本 渡 市 東 町 74 番 地 7 池 田 正 巳
- 3 法 第 113 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
 本 渡 市 漁 業 協 同 組 合
- 4 縦 覧 期 間
 平 成 14 年 9 月 18 日 か ら 平 成 14 年 10 月 2 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所
 本 渡 市 漁 業 協 同 組 合

熊本県告示第 713 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
南九州エア・ウォーター株式会社 宇土市境目町 367 番地 1	南九州エア・ウォーター株式 会社	平成 14 年 9 月 10 日

熊本県告示第 714 号
 熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により、少年に有害な興行として、平成 14 年 9 月 10 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	熟女レス 急所舐め（新日本映像） 美姉妹・喘ぐ（にっかつ） ノーパン医院 お脱がし治療（オーピー映画） 四十路女将 赤襦袢をまくれ（新日本映像） 探偵物語 甘く淫らな罠（新東宝映画） 痴漢電車 魅せます巨乳（オーピー映画） 姉妹どんぶり - 味くらべ - （新日本映像） 現役女子大生 下半身 FOCUS（にっかつ） ハレンチ・ファミリー 寝ワザで一発（新東宝映画） 三十路秘書 太股ご接待（新日本映像） 未亡人 いんらん下半身（新東宝映画） エッチな家政婦 おしゃぶりご奉仕（オーピー映画） 義母と息子 不倫総なめ（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

痴漢 通勤バス(につかつ)

牝監房 - 汚された人妻 - (オーピー映画)

熊本県告示第 715 号

大津町瀬田裏産業廃棄物不法投棄箇所改善事業業務委託(以下「瀬田裏環境整備業務」という。)の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定める。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 指名競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量 瀬田裏環境整備業務一式

(2) 入札参加資格

入札の参加資格を有する者は、次のアからケまでに掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

ア 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 516 号)により有資格者として認められる者

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 7 条第 3 項第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者

ウ 熊本県内に本社又は支店(営業所を含む。)を有する者

エ 次に掲げる種類の産業廃棄物処理施設(県内に存するものに限る。)のうち、いずれか 1 の種類又は 2 以上の種類の施設を確保することにより、合計 10,000 立方メートルの有機性汚泥を連続して 100 日以内で処理できる者

(ア) 汚泥の焼却施設

(イ) 汚泥の堆肥化施設

(ウ) 管理型最終処分場(埋立残余容量が 20,000 立方メートル以上のものに限る。)

オ 産業廃棄物処理業に関して次の許可を有している者

(ア) 汚泥の収集運搬に関する熊本県知事の許可(上記エの処理施設の所在地が熊本市の場合は、熊本県知事及び熊本市長の許可)

(イ) 上記エの処理施設に係る汚泥の処分業に関する熊本県知事の許可(処理施設の所在地が熊本市の場合は、熊本市長の許可)

カ 次の運搬用車両等を確保できる者

(ア) 1 日当たり 100 立方メートル以上の汚泥の運搬が可能で、85 パーセント程度の水分を含んだ汚泥の飛散・流出防止策が取られている運搬用車両及び傾斜地、凹凸地の移動が可能な移送用車両

(イ) 1 日当たり 200 立方メートル以上の汚泥、土砂の掘削、埋め戻しが可能な重機(深さ 7m までの掘削が可能なものに限る。)

キ 過去 3 年間のうち、産業廃棄物の処理実績が 1 日 100 立方メートル(又は 100 トン)以上である日を有する者

ク 過去 3 年間の年間平均処理実績が 10,000 立方メートル(又は 10,000 トン)以上である者

ケ 市町村税の未納がない者

2 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

(1) 申請方法

瀬田裏環境整備業務指名競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付のうえ次の(2)に記載の場所に持参により提出するものとする。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(2) 申請書類の入手、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県環境生活部廃棄物対策課産業廃棄物指導係

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 内線 7367、7368

(3) 申請書類の受付期間

平成 14 年 9 月 18 日から同年 9 月 24 日までの日(県の休日は除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3 参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

公 告

熊本県公告第 728 号

県営上第二地区土地改良事業(基盤整備)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を

申し立てられたい。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 14 年 9 月 19 日から
平成 14 年 10 月 18 日まで
- 2 縦覧の場所 上村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 729 号

城南都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の定款及び事業計画の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 城南町中央土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 10 年 10 月 8 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 熊本県下益城郡城南町大字今吉野字上中須の全部、同町大字今吉野字東原、字中原及び字西原の各一部、同町大字宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂及び字溝口の各一部、同町大字舞原字今原の一部並びに同町大字隈庄字松ノ平の一部
- 4 事務所の所在地 下益城郡城南町大字宮地 862 番地 1
- 5 設立認可の年月日 平成 10 年 10 月 8 日
- 6 変更認可の年月日 平成 14 年 9 月 9 日

熊本県公告第 730 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
びぶれす熊日会館
熊本市上通町 12 番ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名
変更前 上通 A 地区市街地再開発組合
変更後 (株)熊本日日新聞社、財団法人熊本公德会、(株)熊日会館、合資会社昭和社、熊本市
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
変更前 美術館部分未定
変更後 (株)アートプリントジャパン
- 3 変更の年月日
平成 14 年 9 月 1 日
- 4 変更する理由
上通 A 地区市街地再開発組合から各所有者に、建物の竣工引渡しを行ったため。
また、美術館部分における小売業者の未定部分が決定したため。
- 5 届出年月日
平成 14 年 9 月 2 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 9 月 18 日から平成 15 年 1 月 17 日まで

熊本県公告第 731 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
電子メールシステム用パソコン及び関連機器の借入れ
パソコン 1230 セット、プリンタ 101 セット

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部情報企画課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 14 年 8 月 2 日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通リース株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額（月額）
4,122,300 円（うち消費税及び地方消費税の額 196,300 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 14 年 6 月 21 日

熊本県公告第 732 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小谷字蛇尾 1488 番 1、同 1489 番 1、同 1490 番 1、同 1491 番 1、同 1492 番、同 1493 番、同 1494 番、同 1495 番 1、同 1495 番 2、同 1496 番、同 1497 番、同 1498 番、同 1499 番、同 1500 番、同 1501 番、同 1502 番、同 1503 番及び同 1504 番
32,493.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区芝大門一丁目 1 番 3 号
日本赤十字社

熊本県公告第 733 号

鹿本郡鹿央町浦田地区土地改良事業共同施行代表者小林公雄から数人が共同して行う土地改良事業施行認可の申請があったので、審査し平成 14 年 9 月 11 日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了後 15 日以内に申し出られたい。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間
平成 14 年 9 月 19 日から
平成 14 年 10 月 18 日まで
- 2 縦覧の場所 鹿本郡鹿央町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 規約の写し
(2) 浦田地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

登載依頼

熊本県監査委員公告第 18 号

平成 13 年 12 月 3 日から平成 14 年 3 月 14 日までの間に実施した財政的援助団体監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

平成 14 年 9 月 18 日

熊本県監査委員

同
同
同

寺
山
八
吉

嶋
本
浪
本

豊
知
賢

建
孝
行
児

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置
フィッシャリーナ天草株式会社	平成 14 年 2 月 19 日	経営改善への取り組みがなされているが、累積欠損金（平成 12 年度末現在、92,218 千円）の解消に向けて、なお一層の改善に努めること。	平成 12 年 12 月に、保管艇増による増収、周辺利便施設の整備に伴う事業拡大による増収、多くの人々が利用できるリゾート基地としてのサービス作りを柱とする「新たな経営戦略」を策定しており、その戦略に基づき、福岡方面への営業強化等を行うとともに、平成 13 年 7 月にオープンした松島町立樋合海水浴場休憩施設（海の家）の管理を受託し、売上の拡大を図っている。 今後も「新たな経営戦略」に基づき、更なる経営の改善に努め、累積欠損金の解消に努める。

正 誤

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会規則第 7 号（熊本県道路交通規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
17	別記様式第 38 号の 5	別記様式第 38 条の 5
	別記様式第 38 号の 3 を別記様式第 40 号とし、別記様式第 38 号の 2	別記様式第 38 号の 3